

委託 ~~設計書~~  
仕様書

令和 8 年度

件名 水質分析業務委託（単価契約）  
委託場所 川越市元町1丁目3番地1（川越市役所環境対策課）  
設計額 ¥  
積算原価 （¥）

委託の大要

この水質分析業務委託は、分析項目（**60項目**）毎の単価を決定するものである。  
また、入札は、分析項目毎の価格の総額で行い、単価は市が示した按分率に基づき  
決定する。

委託の理由

川越市内における地下水及び事業所等からの排水を測定し、公共用水域の監視  
及び排水規制を行うため。



## 業務委託仕様書

### 1 件名

水質分析業務委託（単価契約）

### 2 目的

この仕様書は、本市の水質分析業務委託について必要事項を定め、適正かつ円滑な業務の遂行を図ることを目的とする。

### 3 分析項目及び測定方法

別紙「分析項目及び測定方法」に記載された分析項目とする。

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 委託内容

別紙「分析項目及び測定方法」の分析項目中で、委託関係課が水質分析を必要とする項目を、随時実施するものである。

◇主な委託関係課及び検体の種類

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| (1) 環境対策課：事業所排水、地下水他   | (2) 産業廃棄物指導課：排水        |
| (3) 環境衛生センター：処理水他      | (4) 保健総務課：浄化槽処理水他      |
| (5) 学校給食センター（菅間他）：処理水他 | (6) その他：環境対策課で必要と認めた検体 |

### 6 入札価格の算出について

(1) 入札額は、各項目の分析単価の合計（税抜き）とする。

また、この水質分析委託は、分析項目（**60項目**）毎の単価を決定するものであることから、各項目の単価決定については、その合計額を発注者が示した按分率に基づき再配分し、各項目の分析単価を決定する。この場合、各項目の1円に満たない端数は切り捨て、「No. 28直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の項目で端数処理を行う。

(2) 入札額を算出するにあたり、参考として年間予定検体数を示す。これは現時点での予定数であり、実施数を保証するものではない。

### 7 業務実施要領

(1) 受注者は、計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量証明事業（事業区分：水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）について、都道府県知事の登録を受けている者で、分析に従事する者は、十分な経験を有する者とする。

(2) 受注者は、原則として別紙「分析項目及び測定方法」に記載されている方法により分析を行い、常に分析精度の確保に努めなければならない。

(3) 発注者は、受注者の分析体制を確認するため、立入検査を実施することができる。

(4) 検体受領の日時・場所等は、委託関係課担当者と十分な打合せのうえ決め、検体受領は、担当者立会いのもとで行うこと。

(5) 水質事故時における連絡及び分析体制については以下のとおりとする。

① 受注者は、水質事故時の連絡及び分析体制については、24時間体制とすること。

② 受注者は、水質事故に伴い緊急に発注者から分析依頼があった場合は、検体を原則1時間以内で引き取り、他の検体よりも優先して速やかに分析を行い、発注者の指定する日時に速報値を報告するものとする。なお、優先して速やかに分析を行うことに対する分析単価の割り増しは行わない。

③ 夜間及び休日に検体受領を行う場合のみ、分析単価は、契約単価に1.3を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

(6) 受注者は、基準値を超える数値が検出された場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

(7) 発注者は分析結果に疑義が生じた場合、発注者が指定する日時及び場所で、受注者の環境計量士に説明を求めることができ、受注者はこれに応じるものとする。

## 8 業務開始前の準備

(1) 検体の採水容器は、受注者の負担とし、常に一定の検体が採水できるよう、受注者が発注者の指定する場所に搬入しておくものとする。

(2) 検体の区別のために使用するタックシール等及びシアン等の固定用試薬については必要数を指定の場所へ受注者が用意し、必要に応じ発注者から補充の連絡をする。

## 9 分析の依頼

(1) 検体引き渡し日及び検査項目の予定は、原則一週間前までにメール等で連絡する。なお、雨等により、検体引き渡し日当日の判断で、中止又は変更となることがある。

(2) 地下水環境基準値が「シス-1,2-ジクロロエチレン」と「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の濃度の和とされている「1,2-ジクロロエチレン」については、測定値の合計値を求め、これを報告値とする。また、発注者が求めた場合は、「シス-1,2-ジクロロエチレン」及び「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の内訳を示すこととする。この場合、発注者は「シス-1,2-ジクロロエチレン」についても分析を依頼する。

## 10 検体の採取、引き渡し等

(1) 検体の採取は、原則として発注者が行う。

(2) 採取した検体の引き渡しは、発注者が指定した場所・時刻に行う。

(3) 採水時の簡易検査において異常値が検出された項目については、検体引き渡し時に受注者へ伝達する。なお、分析項目や検体の増減があった場合は、検体引き渡し時に受注者へ伝達する。

(4) 受注者は、受注検体について、引き渡した日に分析項目ごとに分析又は必要な前処理等を行い、検体の適正な管理に努めるものとする。

(5) 受注者は、分析を終えた後においても、検査の合格通知書を受領するまでの間、検体を保管しなければならない。

(6) 残余検体及び検体容器は、受注者の責任において適正に処分するものとする。

## 11 責任者の指定

受注者は、業務が円滑に実施できるよう事前に責任者を定めておくこと。又、担当者と連絡を密にして業務を遂行すること。

## 12 事前提出書類

計量証明事業登録証（濃度）

委託業務実施計画書

管理技術者等通知書

緊急連絡体制

その他必要書類

## 13 業務完了報告書等

(1) 分析業務が完了したときは、次の事項を厳守し、報告書を提出するとともに、担当者の検収を受けるものとする（ただし、担当者の指示する場合は、それに従うこと）。

- \* 提出期限：検体受取後30日以内
- \* 提出部数：2部
- \* 提出先：あらかじめ指定されたところ

(2) 報告の内容

報告書には、次の事項を記載すること。

- \* 検体の受取年月日    \* 検体の名称    \* 検体の採水年月日及び時刻    \* 分析項目
- \* 分析結果            \* 単位            \* 分析方法            \* 証明年月日
- \* 社名                \* 所在地及び電話番号    \* 環境計量士の氏名
- \* 報告下限値（検出下限）

(3) 書類等の保管

分析に使用した野帳、その他の書類は、報告書提出後3年間保存し、必要があるときは提出に応じること。

14 支払方法

月払いとする。

15 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は発注者と受注者が協議の上決定する。
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

分析項目及び測定方法

No.	分析項目	測定方法
1	水素イオン濃度	環境庁告示64号、環境庁告示59号
2	生物化学的酸素要求量	環境庁告示64号、環境庁告示59号
3	化学的酸素要求量	環境庁告示64号、環境庁告示59号
4	浮遊物質	環境庁告示64号、環境庁告示59号
5	溶存酸素量(DO)	環境庁告示59号
6	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	環境庁告示64号、環境庁告示59号
7	フェノール類(フェノール類含有量)	環境庁告示64号
8	銅(銅含有量)	環境庁告示64号
9	亜鉛(亜鉛含有量)	環境庁告示64号、環境庁告示59号
10	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	環境庁告示64号
11	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	環境庁告示64号
12	クロム(クロム含有量)	環境庁告示64号
13	全窒素/窒素含有量(総和法)	環境庁告示64号
14	全リン(リン含有量)	環境庁告示64号、環境庁告示59号
15	全窒素(窒素含有量)	環境庁告示64号、環境庁告示59号
16	カドミウム(カドミウム及びその化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
17	全シアン(シアン化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
18	鉛(鉛及びその化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
19	六価クロム(六価クロム化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
20	砒素(砒素及びその化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
21	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
22	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
23	ポリ塩化ビフェニル	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
24	有機燐化合物(O-P)	環境庁告示64号、環境省告示17号
25	ノニルフェノール	環境庁告示59号
26	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	環境庁告示59号
27	トリクロロエチレン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
28	テトラクロロエチレン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
29	1,1,1-トリクロロエタン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
30	1,1,2-トリクロロエタン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
31	四塩化炭素	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
32	ジクロロメタン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
33	1,2-ジクロロエタン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
34	1,2-ジクロロエチレン	環境庁告示10号
35	シス-1,2-ジクロロエチレン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境省告示17号
36	1,1-ジクロロエチレン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
37	1,3-ジクロロプロパン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
38	ベンゼン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
39	クロロホルム	平成15年11月5日環水企発第031105001号、環水管発第031105001号
40	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	環境庁告示10号、環境省告示17号
41	1,4-ジオキサン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号
42	シマジン	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
43	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
44	チウラム	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
45	セレン(セレン及びその化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
46	フッ素(フッ素及びその化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
47	ほう素(ほう素及びその化合物)	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号、環境省告示17号
48	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	環境庁告示64号
49	アンモニア性窒素	JIS K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6、13.7 又は上水試験方法
50	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境庁告示64号、環境庁告示59号、環境庁告示10号
51	全有機体炭素(TOC)	JIS K0102-1 19
52	リン酸性リン	JIS K0102-2 18.2
53	塩化物イオン	JIS K0102-2 6 又は厚生労働省告示第261号、衛生試験法・注解又は下水試験方法
54	電気伝導率	JIS K0102-1 13
55	メチレンブルー活性物質(MBAS)	JIS K0102-4 6.2 又は上水試験方法
56	ヨウ素消費量	厚生省・建設省令第1号
57	残留塩素	JIS K0102-1 23
58	ナトリウムイオン	JIS K0102-3 6
59	クロロフィルa	上水試験方法
60	大腸菌数	環境庁告示64号、環境庁告示59号

- \* 環境庁告示64号:「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」をいう。
- \* 環境庁告示59号:「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。
- \* 環境庁告示10号:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」をいう。
- \* 環境省告示17号:「地下水に含まれる査対象物質の量の測定方法を定める件」をいう。
- \* 上記分析方法において、事業場排水等の排水基準に係るものは環境庁告示64号、公共水域等の環境基準に係るものは環境庁告示59号、地下水に係るものは環境庁告示10号、環境省告示17号による測定方法とする。またその他項目についてはJIS等による測定方法とする。
- \* 上記測定については最新版とし、上記以外のJIS等で新たに追加された分析方法の採用については担当者で協議するものとする。



